

5 激 甚 災 害 の 指 定 (政令)

東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

(平成二十三年三月十三日政令第十八号)

最終改正年月日:平成二四年三月七日政令第四一号

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項及び第二項、第七条、第十二条第一項、第十三条第一項、第十四条並びに第二十五条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

(激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定)

第一条 次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

激甚災害	適用すべき措置
東日本大震災	法第三条から第六条まで、第七条（第三号に係る部分に限る。）、第八条から第十四条まで、第十六条、第十七条、第十九条、第二十条、第二十二條、第二十四条及び第二十五条並びに中小企業の事業活動の活性化等のための中小企業関係法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令（平成十二年政令第四百六十八号）の規定によりなお従前の例によることとされる中小企業の事業活動の活性化等のための中小企業関係法律の一部を改正する法律（平成十一年法律第二百二十二号）附則第十五条の規定による改正前の法第十三条に規定する措置

備考 上欄の東日本大震災とは、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。

(法第七条第三号の政令で定める養殖施設及びその災害復旧事業の補助率)

第二条 前条の激甚災害についての法第七条第三号の政令で定める養殖施設は、次に掲げるものであって当該激甚災害の発生の際に養殖の用に供されていたものとし、それぞれその災害復旧事業に係る同条の政令で定める率は、いずれも十分の九とする。

- 一 魚類養殖施設
- 二 貝類養殖施設
- 三 海藻類養殖施設
- 四 前三号に掲げる養殖施設以外の養殖施設

(法第八条の政令で定める都道府県)

第三条 第一条の激甚災害についての法第八条第一項の政令で定める都道府県は、北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、三重県及び高知県とする。

二 第一条の激甚災害についての法第八条第二項の政令で定める都道府県は、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県及び栃木県とする。

(法第十二条第一項の政令で定める日の特例)

第四条 第一条の激甚災害についての法第十二条第一項の政令で定める日は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号。以下「令」という。）第二十四条の規定にかかわらず、平成二十五年三月三十一日とする。

(法第十二条第一項第一号の政令で定める地域等の特例)

第五条 第一条の激甚災害についての令第二十五条（令第四十八条において準用する場合を含む。）、第二十六条及び第二十七条の規定の適用については、令第二十五条中「激甚災害により災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号）第一条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当する被害が発生した市町村（特別区を含む。）の区域（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、当該市の区域又は当該市の区の区域とする。次条及び第二十七条において「激甚災害による被災区域」という。）」とあり、令第二十六条各号中「激甚災害による被災区域」とあり、及び令第二十七条中「激甚災害による被災区域」とあるのは「全国」の区域」と、同条第一号中「加工施設、検査施設」とあるのは「加工施設、販売施設、検査施設」とする。

(法第十六条第一項の政令で定める施設等の特例)

第六条 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第二条第二項の特定被災地方公共団体については、令第三十三条並びに第四十三条第一項第二号及び第三号の特定地方公共団体とみなして、これらの規定を適用する。

（法第二十五条第一項ただし書の政令で定める日）

第七条 第一条の激甚災害についての法第二十五条第一項ただし書の政令で定める日は、平成二十四年九月三十日とする。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

平成二十三年七月二十四日から八月一日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

(平成二十三年八月二十四日政令第二百六十三号)
最終改正年月日:平成二四年三月七日政令第四一号

内閣は、激甚災害^{じん}に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。
第一条 次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

激甚災害	適用すべき措置
平成二十三年七月二十四日から八月一日までの間の豪雨による災害	法第三条から第五条まで、第十六条、第十九条及び第二十四条に規定する措置並びに福島県南会津郡只見町及び大沼郡金山町の区域に係る激甚災害にあつては、法第十二条及び第十三条に規定する措置

第二条 前条の激甚災害についての法第十二条第一項 の政令で定める日は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第二十四条 の規定にかかわらず、平成二十四年九月三十日とする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二三年九月九日政令第二八四号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二四年三月七日政令第四一号）

この政令は、公布の日から施行する。

平成二十三年八月二十九日から九月七日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

(平成二十三年九月二十六日政令第二百九十九号)
最終改正年月日：平成二四年三月七日政令第四一号

内閣は、激甚災害^{じん}に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。
第一条 次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

激甚災害	適用すべき措置
平成二十三年八月二十九日から九月七日までの間の暴風雨及び豪雨による災害	法第三条から第六条まで、第十六条、第十七条、第十九条及び第二十四条に規定する措置並びに三重県熊野市及び南牟婁郡紀宝町、奈良県吉野郡天川村及び十津川村並びに和歌山県田辺市、新宮市、日高郡日高川町並びに東牟婁郡那智勝浦町及び古座川町の区域に係る激甚災害にあっては、法第十二条及び第十三条に規定する措置
備考 上欄の暴風雨とは、平成二十三年台風第十二号によるものをいう。	

第二条 前条の激甚災害についての法第十二条第一項 の政令で定める日は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第二十四条 の規定にかかわらず、平成二十四年九月三十日とする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二三年一〇月七日政令第三一二号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二四年三月七日政令第四一号）

この政令は、公布の日から施行する。

平成二十三年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令
(平成二十四年三月十四日政令第四十八号)

内閣は、^{じん}激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項及び第二項、第三条第一項、第四条第一項並びに第二十四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）

第一条 次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

激甚災害	適用すべき措置
平成二十二年十月十八日から平成二十三年五月十二日までの間の地滑りによる災害で、鹿児島県大島郡大和村の区域に係るもの	法第三条、第四条並びに第二十四条第一項、第三項及び第四項に規定する措置
平成二十二年十月十八日から平成二十三年九月三十日までの間の地滑りによる災害で、鹿児島県奄美市の区域に係るもの	
平成二十三年九月二十日から同月二十二日までの間の暴風雨及び豪雨による災害で、岩手県岩手郡葛巻町、下閉伊郡田野畑村及び九戸郡九戸村、宮城県黒川郡大郷町、山梨県南巨摩郡早川町及び南部町、岐阜県加茂郡八百津町及び白川町並びに兵庫県洲本市の区域に係るもの	
平成二十三年九月二十五日から同月二十八日までの間の豪雨による災害で、鹿児島県大島郡龍郷町の区域に係るもの	法第三条から第五条まで及び第二十四条に規定する措置
平成二十三年十一月一日及び同月二日の豪雨による災害で、鹿児島県奄美市及び大島郡瀬戸内町の区域に係るもの	
平成二十三年五月十日から同月十二日までの間の豪雨による災害で、長野県下伊那郡大鹿村及び兵庫県美方郡新温泉町の区域に係るもの	法第五条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置
平成二十三年六月七日から十一月十七日までの間の地滑りによる災害で、兵庫県神崎郡市川町の区域に係るもの	
平成二十三年六月十二日から同月二十五日までの間の豪雨による災害で、長野県北安曇郡小谷村、大阪府泉南郡熊取町並びに宮崎県児湯郡西米良村並びに東臼杵郡諸塚村、椎葉村及び美郷町の区域に係るもの	
平成二十三年七月六日及び同月七日の豪雨による災害で、島根県邑智郡美郷町の区域に係るもの	
平成二十三年八月五日及び同月六日の暴風雨による災害で、沖縄県島尻郡伊平屋村の区域に係るもの	
平成二十三年八月十四日から同月二十五日までの間の豪雨による災害で、秋田県北秋田市及び山本郡藤里町、岐阜県下呂市、長崎県平戸市並びに熊本県球磨郡五木村の区域に係るもの	
平成二十三年十一月六日及び同月七日の豪雨による災害で、富山県中新川郡上市町の区域に係るもの	
平成二十三年五月二十八日から同月三十日までの間の暴風雨及び豪雨による災害で、次に掲げる市町村の区域に係るもの イ 長野県大町市及び上水内郡小川村	
ロ 長野県伊那市、東筑摩郡生坂村及び北安曇郡池田町、京都府福知山市及び与謝郡伊根町、兵庫県淡路市、奈良県吉野郡野迫川村、和歌山県伊都郡高野町、徳島県三好市並びに高知県香美市	
平成二十三年七月十七日から同月二十日までの間の暴風雨による災害で、次に掲げる市町村の区域に係るもの	

イ 高知県安芸市及び幡多郡三原村	法第三条、第四条並びに第二十四条第一項、第三項及び第四項に規定する措置
ロ 長野県下伊那郡天龍村、三重県多気郡大台町、奈良県吉野郡黒滝村及び上北山村、和歌山県新宮市及び西牟婁郡白浜町、徳島県三好市及び美馬郡つるぎ町、高知県安芸郡田野町、北川村及び馬路村、長岡郡大豊町、吾川郡仁淀川町並びに高岡郡檮原町及び津野町並びに宮崎県児湯郡西米良村	法第五条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置
備考	
一 この表に掲げる区域は、平成二十三年十二月三十一日における行政区画によって表示されたものとする。	
二 平成二十三年九月二十日から同月二十二日までの間の暴風雨及び豪雨による災害に係る暴風雨とは、平成二十三年台風第十五号によるものをいう。	
三 平成二十三年八月五日及び同月六日の暴風雨による災害に係る暴風雨とは、平成二十三年台風第九号によるものをいう。	
四 平成二十三年五月二十八日から同月三十日までの間の暴風雨及び豪雨による災害に係る暴風雨とは、平成二十三年台風第二号によるものをいう。	
五 平成二十三年七月十七日から同月二十日までの間の暴風雨による災害に係る暴風雨とは、平成二十三年台風第六号によるものをいう。	

（都道府県に係る特例）

第二条 前条の規定により激甚災害として指定される災害は、都道府県についての激甚^{じん}災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第一条第一項及び第四十三条第一項の規定の適用並びに都道府県の負担額の算定についての同令第七条第一項の規定の適用については、これらの規定にいう激甚災害には含まれないものとする。

附 則

（施行期日）

- この政令は、公布の日から施行する。
（平成二十三年七月十七日から同月二十日までの間の暴風雨による高知県安芸市等の区域に係る災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の廃止）
- 平成二十三年七月十七日から同月二十日までの間の暴風雨による高知県安芸市等の区域に係る災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十三年政令第二百六十二号）は、廃止する。

平成十二年から平成二十三年までの間の火山現象による東京都三宅村の区域に係る災害についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

(平成十五年三月十二日政令第五十一号)
最終改正年月日：平成二四年三月一四日政令第四四号

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項及び第二項、第三条第一項、第四条第一項並びに第二十四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）

第一条

次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

激甚災害	適用すべき措置
平成十二年から平成二十三年までの間の火山現象による災害で、東京都三宅村の区域に係るもの	法第三条から第五条まで、第十一条の二及び第二十四条に規定する措置

（都道府県に係る特例）

第二条

前条の規定により激甚災害として指定される災害は、都道府県についての激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第一条第一項及び第四十三条第一項の規定の適用並びに都道府県の負担額の算定についての同令第七条第一項の規定の適用については、これらの規定にいう激甚災害には含まれないものとする。

附則

この政令は、公布の日から施行する。